

フランスにおける ドメスティック・バイオレンス被害者支援

榎尾 恭代

はじめに

数年前まで、日本において海外のドメスティック・バイオレンスについての情報と言え、多くがアメリカからのもので、フランスのドメスティック・バイオレンスについての情報を得る機会は少なかった¹。2003年にその実態を知りたいと思い調査を始め、数年の中断後2008年まで、実態に加えてその対策と被害者支援についての調査を行った。本稿ではその結果のまとめを試みる。

1. 用語の整理と定義

「ドメスティック・バイオレンス」は1980年代にアメリカから輸入された用語²であり、文字通り訳せば「家庭内暴力」である。日本では、家庭内暴力と言え、児童虐待や高齢者虐待を含む家庭内で起きるすべての暴力と理解されることが多く、本稿で問題にする件もそこに含ませることがあるが、本稿では「ドメスティック・バイオレンス」（以下DVと表記）は「夫、恋人からの女性に対する暴力」という意味で用いる³。

¹ 2000年以前のフランスの夫婦間暴力に関しては、中嶋公子「フランスにおける夫婦間暴力への取り組み」が詳しく述べている（『女性空間』15号—特集「女性と暴力」—一日仏女性資料センター会報 1998年 pp.19-35）。

² 松島 京「ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）という用語が持つ意味—先行研究からの考察—」『立命館産業社会論集』2000年所収 p.142.

³ 夫婦などの親密な間柄に起きる暴力に「女性への暴力」の視点を入れるかどうかについては議論があるが、ドメスティック・バイオレンスが、性差別に基づき強者が弱者を支配するシステムと捉えるフェミニズムの視点は、この問題の理解に大きく貢献している。本稿ではその視点を尊重し、もっとも狭義の定義を採用するが、僅かながら男性被害者が存在することも無視すべきではないと考える。各国のDVに

フランス語で夫、パートナーからの暴力を意味するのに“*Violence domestique*”という用語も存在するが、主に国際機関で用いられており、通常は“*Violence conjugale*”（夫婦間暴力）の方が一般的なようだ。1970年代には英語のバタドウーマンを意味するフランス語“*Femmes battues*”（殴られ妻）も使われていた。最近では、“*Violence au sein du couple*”（カップル間暴力）という用語が法律の中などで用いられている。事実婚やパクス法（*Pacte Civil et Solidarité*：民事連帯契約）上のパートナー関係の増加に由来するフランス社会の変化を表わすものであろう。外来語の使用について慎重なフランスでは、日本に比べて用語の混乱は少ない。しかし、「暴力にジェンダーはない」というバダンテールの主張⁴からもわかるように、夫婦間の暴力に関する定義の問題、つまり「女性への暴力」の視点を入れるかどうかについての論争はフランスでも存在する。

DV とは何かをはっきりさせるため、フランス語で女性に対する暴力がどのように表現されているかを、「欧州議会の女性に対する暴力と闘う専門家グループ」（*le groupe de spécialistes pour la lutte contre la violence à l'égard des femmes du Conseil de l'Europe*）が作成した「国連による定義」のフランス語原文とその翻訳によって示す。同様にジェンダー中立的なカップル間暴力の定義についてもフランス語原文とその翻訳を示す。

“tout acte, omission ou conduite servant à infliger des souffrances physiques, sexuelles ou mentales, directement ou indirectement, au moyen de tromperies, de séductions, de menaces, de contrainte ou de tout autre moyen, à toute femme et ayant pour but et pour effet de l'intimider, de la punir ou de l'humilier ou de la maintenir dans des rôles stéréotypés liés à son sexe, ou de lui refuser sa dignité humaine, son

関する用語の定義については、上野芳久「フランスにおけるドメスティック・ヴァイオレンスの状況と刑事規制（I）」『比較法制研究』（国士舘大学）第 26 号 2003 年 pp. 73-92 に詳しい記述がある。

⁴ エリザベート・バダンテール『迷走フェミニズム』夏目幸子訳（新曜社 2006）。バダンテールの主張とそれに反論するジゼル・アリミの主張については、日仏資料センター機関誌「女性情報ファイル」78～80号に詳しい紹介記事がある。

autonomie sexuelle, son intégrité physique, mentale et morale, ou d'ébranler sa sécurité personnelle, son amour-propre ou sa personnalité, ou de diminuer ses capacités physiques ou intellectuelles.”⁵

「すべての女性に対して、直接的にでも間接的にでも、身体的、性的、精神的苦痛を与えるすべての行為又は不作為あるいは行動であり、だましたり、誘惑したり、脅したり、強制したり、又はその他すべての方法で行われ、その女性を怖がらせたり、罰したり、侮辱したりすること、性別による固定的なステレオタイプの役割に押し込めること、あるいは彼女の人間としての尊厳を否定し、その性的自己決定を認めず、身体的、精神的完全性を与えないこと、その個人的安全と自尊心又はその人格を損なうこと、その身体的あるいは知的能力を減退させることを目的とするかあるいはその効果をもたらすものである。」

“Les violences au sein du couple s'inscrivent dans un fonctionnement d'emprise sur l'autre. Elles sont fondées sur un rapport de force ou de domination, qui s'exerce par des brutalités physiques ou mentales entre au moins deux personnes. Elles correspondent au désir d'imposer sa volonté à l'autre, de le dominer, au besoin en l'humiliant, en le dévalorisant, en le poussant à capituler et à se soumettre.”⁶

「カップル間暴力とは、他者を支配するメカニズムの一つである。それは力関係あるいは支配関係の上に成り立っており、その力関係とは少なくとも二人の人間の間で、身体的、精神的暴力によって行使されるものである。またカップル間暴力は、必要とあれば相手を侮辱したり、落としたり、相手に妥協させたり、服従させたりすることによって、相手の意思を抑え込み、相手を支配しようとする欲求を意味する。」

⁵ Service des droits des femmes et de l'égalité, Institut démographique de l'université de Paris, *Les violences conjugales envers les femmes en France Une enquête nationale*, La documentation Française, 2002, p. 18.

⁶ Service de l'accès au droit et à la justice et de la politique de la ville, “Les associations et la lutte contre les violences au sein du couple”, Version du 1^{er} décembre, 2005, p. 6.

2. DV に関する調査

フランスの女性に関する調査としては、1988 年に女性の権利閣外大臣局 (Secrétariat d'Etat aux Droits des Femmes) が行った「女性の権利調査—1988 年」(Enquête Droits des Femmes—1988) がある。また、女性連帯全国連盟 (Fédération Nationale Solidarité Femmes : FNSF) により、DV 被害女性への調査 (1988、89 年の 2 年間、加害夫から逃げてきた女性たちを対象に、家庭状況、夫婦のあり方、暴力の原因に関して詳細にアンケート調査した) も行われたが、いずれも地域や調査対象が限定されていた。

フランスにおいて行われた全国的な DV に関する調査は、2000 年に実施された「フランスにおける女性に対する暴力全国調査」(Enquête national sur les violences envers les femmes en France : ENVEFF)⁷ である。この調査結果から推定する⁸と、フランスで、何らかの夫婦間暴力を受けている女性は約 161 万人 (10%)、身体的暴力を受けている女性は 403000 人 (2.5%)、強姦を含む性的攻撃を受けている女性は 145080 人 (0.9%) となる⁹。

この調査結果とその他の医療分野の調査結果をもとに、国立医学アカデミーのロジェール・アンリオン教授は DV における医療従事者の果たすべき役割についての調査を行った。(アンリオン報告¹⁰: 2001 年 2 月発表)

2003 年に起きたマリー・トランティニアン事件¹¹ はフランス国内で大き

⁷ 女性の権利平等局 (SDFE 注 19 参照) とパリ大学人口統計研究所 (l'Institut démographique de l'université de Paris) によって行われたフランスでの初の女性に対する暴力の全国調査である。この調査の内容については、神尾真知子「フランスにおけるドメスティック・バイオレンスの現状と法的対応」(『現代法律学の課題』日本法政学会創立五十周年記念論文編集委員会編 2006 年所収) に詳しい (pp. 396-402, 414-420)。中嶋公子「女性に対する暴力の問題—フランスの論争から—」(『女性空間 23 号』2006 年所収) にも関連の記事がある (pp. 32-43)。

⁸ フランスの女性人口は約 3100 万人である。ENVEFF の対象が 20 歳以上 59 歳までの女性でありその割合は約 52%、1612 万人と推定される。

INSEE (l'Institut national de la Statistique et des Etudes Economiques : 国立統計経済研究所) recensements de la population, bilan démographique (人口統計調査) より。

⁹ 注 5 での引用書 p. 61.

¹⁰ Roger Henrion, "Les femmes victimes de violences conjugales, le rôle des professionnels de santé", 2001.

¹¹ フランスの名優ジャン・ルイ・トランティニアンと映画監督のナディーヌの娘で女優のマリーが 2003 年 7 月、恋人のベルトラン・カンタから口論の末殴り倒され、8

な問題として取り上げられ、夫婦間殺人への関心が高まった。夫婦間殺人に関する調査には2003、04年の国家警察局と国家憲兵局のデータによる調査¹²と「2006年、カップル間での死亡全国調査」¹³とがある。前者によれば、フランスでは4日に一人の女性が夫婦間殺人の犠牲となっており、それが後者では3日に一人となっている。単純に見れば、夫婦間殺人が増えているような印象を受けるが、同じ年に関するデータの複数存在する場合があつて判断は難しい。たとえば、内務省提供の統計データに基づく元老院報告書では2004年の夫婦間暴力による死者は1か月に6人（年間72人）であつたが、保健関係者からの少なすぎとの批判を受け、国立軽罪監督局がデータを訂正した¹⁴。訂正後のデータによれば、2004年の夫婦間殺人死亡女性は162人、2003年は180人で、2日に一人の女性がなくなっていることになる。このデータの違いはデータベースやデータ分析の違いによるものだとすることである¹⁵。

2006年に死に至らないDVで警察及び憲兵隊が調書を取った数は38000件¹⁶を超えており、判決を受けた暴力加害夫は9023人¹⁷、そのうち7846人が禁固刑（1599人が実刑、6247人が執行猶予付き）を受けた。1177人が「刑事斡旋」¹⁸への呼び出しを受け、DVに関わる殺人未遂は103件あつた。

月に脳浮腫のため死亡した。加害者は殺人罪で起訴され、翌年3月禁固8年の刑を宣告された。

¹² Cabinet de Catherine Vautrin, “En France, tous les quatre jours, une femme meurt victime de violences conjugales... Violences conjugales, chiffres et mesures”, 2005.

¹³ Ministère de l’Intérieur -Délégation aux victimes, “Etude nationale des décès au sein du couple — Année 2006 —”.

¹⁴ *Le Monde diplomatique* 2006年10月5日の記事より。

¹⁵ 注13での引用書 p. 3.

¹⁶ La Région Bretagne contre les violences faites aux femmes — juillet 2007, p. 18. (国立軽罪監督局2006年のデータより)

¹⁷ 同書 p. 18. (法務省2006年報告より)

¹⁸ médiation pénale : 1993年1月4日法（2004年3月改正）による。刑事斡旋の対象となるのは軽い軽罪（*petit délit* : *délit*については注29参照）のみ。被害者と加害者の立場の接近を図り、賠償を求める目的で行われる。刑事斡旋にするかどうかは検事が判断し、検事によって選ばれる斡旋者は *officier de police judiciaire*（司法警察官）あるいは *délégué ou médiateur du procureur*（検事特別任務斡旋官）である。終了時に法的な拘束力を持つ *procès-verbal*（調書）を作る。

3. 政府機関による夫婦間暴力被害者支援計画

フランスにおいて女性への暴力の問題を含む女性政策に取り組む中央行政機関は「女性の権利平等局」(SDFE¹⁹)であり、2007年5月の大統領選挙以降、「労働社会関係連帯省」(Ministère du Travail, des Relations sociales et de la Solidarité)の所轄となっている。労働社会関係連帯大臣、グザヴィエ・ベルトランの下に新たに設置された「連帯担当閣外大臣」(Secrétaire d'Etat chargée de la Solidarité) ヴァレリー・レタールによって、2008年から2011年までの新たな「女性への暴力と闘うための3か年計画」が発表されている。

それ以前にフランスで実施されていた女性への暴力と闘うための行動計画は、2004年11月、女性の権利平等局を管轄する「パリテ職業的平等大臣」(Ministre de la Parité et de l'Égalité professionnelle) ニコール・アムリーヌによって発表された「女性への暴力と闘う総合計画 2005年～2007年」²⁰である。

¹⁹ Service des Droits des Femmes et de l'Égalité : 1985年女性の権利大臣の下に初の「女性の権利」に関する中央機関が設置され、1990年11月21日のアレテにより「女性の権利閣外大臣局」が設置された。1993年4月8日のデクレにより「女性の権利局」が社会問題健康都市大臣の下に設置され、1997年より雇用連帯省の所轄となった。2000年7月21日アレテにより「女性の権利平等局」設置。2002年より社会問題労働連帯省、2004年よりパリテ職業的平等省、2005年より雇用社会的団結住宅省の所轄となった。現在は労働社会的関係連帯省の所轄。その組織は4つのオフィス・3つのミッションからなる中央本部に50人、104か所(海外県も含む)の地方部局に180人、総勢230人のスタッフを擁する。地域圏知事の下に置かれた26人の地域圏代表と県知事の下に置かれた75人の県代表が所轄地域全体で男女平等政策を実施する。(http://www.femmes-egalite.gouv.fr/le_ministere/le_dispositif_daction/sdfe/index.html)

²⁰ この計画については日本の内閣府男女共同参画局が平成19年(2007年)6月に発行した「諸外国における女性に対する暴力の予防啓発に関する調査報告書」(平成18年度委嘱調査研究としてWIPジャパン株式会社に委嘱)にほぼすべてが紹介されているが、以下の例示のように、筆者が原文とつき合わせた結果では、内容を正しく理解して翻訳しているのか疑問に思われるところが何か所かあった。

1) 「クオリティ・トロフィー」(Trophées de la Qualité) について「SDFEが各(民間)団体を評価する…活動」(同報告書 p. 128) とあるが、これは国家行政機能改革国土整備大臣と国家改革担当閣外大臣が中心になって行った行政組織改革のための試みで、行政組織の簡素化と対応の改善を目指して、優良な公的サービスを表彰するために創設したものであり、個々の民間団体を評価し表彰するものではない。SDFEは優良と思われる活動を推薦したのであって、評価するのは9人のメンバーからなるクオリティ・トロフィー審査委員会である。フランスにおける民間団体(association)は、民間団体というより公益法人というべきものであり、公的機関と協定を結んで公的サービスの一端を担っている。2003

この計画には「女性の自立のための対策10か条」という副題が付いており、暴力被害者の保護と生活再建のための具体的な支援の方法が示されていた。

a) 女性への暴力と闘う総合計画 2005年～2007年

—女性の自立のための対策10か条—

(Plan global de lutte contre les violences faites aux femmes 2005-2007

— 10 mesures pour l'autonomie des femmes —)

第1条 受け入れ、宿泊施設²¹を提供し、住宅を斡旋する。

各県一か所ずつの日中の相談施設の指定、緊急一時保護所や CHRS (centre d'hébergement et de réinsertion sociale : 社会復帰支援施設) の増設、生活困窮者用住宅 (logement des personnes défavorisées) への優先的受け入れ、ホームステイの活用

第2条 経済的援助を提案する。

年、SDFE が推薦した暴力被害女性への相談・オリエンテーション受付サービスが社会問題労働連帯省として優良運営トロフィーを獲得した。(国家行政機能改革国土整備省・クオリティ・トロフィーについての報告書より)

http://www.fonction-publique.gouv.fr/IMG/pdf/Trophees_Qualite2003.pdf

- 2) 「県の SDFE が DV 予防プログラムを作成」との記載があるが (p. 128)、フランス語の原文によれば「女性への暴力に対する県行動委員会の活力に依拠し県の対策を進展させること」との記述があるのみで県の DV 予防プログラムについての言及はない。
 - 3) IUFM を「教員連合」と訳しているが (p. 130)、これは Institut Universitaires de Formation des Maîtres の略であり、教育大学の意。
- ²¹ 宿泊施設には大きく分けて3つの形態がある。
- 1) 緊急時に対応するもの (hébergement d'urgence)
CHU (centre d'hébergement d'urgence) には施設の中にソーシャルワーカーや医療従事者が配置されている。
 - 2) 比較的短期間の宿泊に対応するもの (hébergement d'insertion)
短期の社会復帰支援施設で CHRS (対象は社会復帰のためのプランを持っている人)、hôtels sociaux (社会復帰が目的、利用期間は3～6か月) centre maternel (子どもを同伴している女性、日本でいうところの母子生活支援施設に似たもの) などがある。
 - 3) 入居期限のない安定的なもの (logement d'insertion)
期限なく長期に利用できる住宅で résidences sociales (単身でも家族でも受け入れ可能、25～50室くらい)、maison relais (低賃金、社会的排除を受け、心身の状態に問題がある人対象) などがある。

生活資金援助として、一人親手当 (API : Allocation de Parent Isolé)、生活保護費 (RMI : Revenu Minimum d'Insertion)、若年者支援基金 (FAJ : Fonds d'aide aux jeunes) などを活用すること

第 3 条 職業上の支援を行う。

被害女性への失業保険の給付と職業あっせん、職業訓練への措置の優先的取扱いについて

第 4 条 被害女性の保護を確保する。

「暴力は犯罪であり、法は家庭内にも適用される」との社会的認知を促し、加害者への法的制裁を強化すること

第 5 条 暴力の状況を見落とさない。(医療従事者の診療スキルの向上と被害者見落としをなくす取組みの強化)

医療従事者のためのガイドブックの作成、「暴力と健康」ネットワーク²²の設置、各種専門職の研修などを規定

第 6 条 民間団体への財政支援と関係者間のネットワークを強化する。

民間団体への資金援助増額と各県が民間団体の支援についての質的基準の設定について

第 7 条 一般大衆への広報と専門職の意識啓発に向けて一層努力する。

女性への暴力と闘う全国キャンペーンのスローガン (“Stop violence. Agir, c'est le dire” 「止めよう！暴力。それを言うことが行動することだ。）」やキャンペーンイメージを入れたポスターやリーフレット、全国電話相談の番号を知らせるためのカードなどの作成と SDFE の地方部局への配布、市町村長連絡会との連携、各種専門職の研修など

第 8 条 カップル間暴力の現象を測定し、経済的損失を見積もる。

統計調査の充実 (国立軽罪監督局の業務にどの部局でも使える明確な統計手段の作成を組み込むこと、警察や憲兵隊などが持つ統計からカップル間暴力の死亡者数を識別する作業を進めること)

²² Un réseau 《violence et santé》: 医師、救急関係者、司法関係者、行政担当者などを集めた暴力被害者受け入れネットワーク。2005年に全国で3ヶ所(クレティユ、ナント、クレルモンフェラン)、2006年1月以降8ヶ所に増やす。

第9条 学校における暴力を予防する。

性差別に基づく暴力の防止と平等意識啓発のための教育の促進

第10条 欧州及び世界で活動する。

欧州会議の方針に則ってDV対策を行うこと

b) 第2次3か年包括計画 (2008-2010)

《女性への暴力と闘うための12の目標》

: Deuxième plan global triennal (2008-2010)

《Douze objectifs pour combattre les violences faites aux femmes》

* 「女性への暴力と闘うための12の目標」の概要²³

I. タブー (暴力被害への沈黙) を破るために (データを) 測定すること

- 1 統計で得られる知識を補充すること
- 2 的確な対応を保証するためにこの現象に対する理解力を高めること

II. 容認できない暴力を予防すること

- 3 メディアにおいて女性のイメージを尊重すること
- 4 暴力防止活動のために社会全体の (非暴力への) 意識啓発に一層努力すること
- 5 暴力加害者への包括的介入策によって、夫婦間暴力の再犯を防止すること

III. すべての関係者や活動施設の連携を円滑化すること

- 6 継続的に被害女性への包括的対応を提供するための地域ネットワークを確保すること
- 7 国と地方それぞれの連携によってパートナーシップ政策を開発強化すること
- 8 女性に対する暴力の問題にかかわる専門職の養成を強化し拡大すること

²³ Sommaire des 12 objectifs : 日仏女性資料センターの機関誌「女性情報ファイル」93号 (2008年2月発行) に掲載されたこの概要の「翻訳・まとめ」(中嶋公子訳者) は訳者により意識されまとめられている。本稿では原文に忠実に翻訳し、分かりにくい部分にはカッコ内下線付きで筆者が表現を付け加えた。

9 女性への暴力を見落とさないために専門職を結集すること

IV. 全国どこでも被害女性とその子どもたちを保護すること

- 10 法的枠組みを発展させることによって暴力被害女性の保護を強化すること
- 11 支援策（相談、受け入れ、一時保護、住宅提供）を強化すること
- 12 夫婦間暴力渦中の子どもたちに対する影響を考慮すること

1 では 2000 年の全国調査で得られたデータの不足分を補い、暴力の原因とその影響を判断するのに必要なデータを収集するための具体的方策が示され、2 では暴力の起きる状況を特定することが、より良い支援と暴力の防止につながるとして、法医学的あるいは警察、憲兵隊からのデータ収集と分析、研究を行うことを明示。3 ではメディアでの性差別的表現や暴力的要素をなくすために、文化通信省（Ministère de la culture et de la communication）が広告審査オフィス²⁴や視聴覚高等評議会²⁵と協力して新たな勧告を作成することなどが掲げられ、4 では一般大衆、若者たち、移民女性たちへの意識啓発の具体的方法が、5 では加害者に対する自宅からの退去措置や更生教育などの具体的対策が示されている。6 は各県が実施している被害者支援措置について、7 は、国レベルでは「女性に対する暴力と闘う全国委員会」の機能と連携を強化すること、県レベルでは女性への暴力の問題にその他の問題に対する県評議会を取り込むことなどを示し、8 では警察、憲兵隊、司法官に加えて、医療従事者、ソーシャルワーカーなどへの研修を拡大すること、9 では専門職への意識啓発のための研修と連携の強化を明示。10 では法律上の困難に直面する被害者保護のため、刑法の改正検討や刑法と民法との繋ぎを容易にする施策の導入などについて、省庁間作業部会で研究を行うこと、加害者への「治療命令」²⁶につ

²⁴ Bureau de la Vérification de la Publicité：広告を自主規制することを目的として その分野の専門職が作った民間団体（1901 年法によるアソシエーション）。略称は BVP。

²⁵ Conseil supérieur de l'Audiovisuel：テレビ、ラジオ、映画など、視聴覚メディアの調整・管理を行う公的機関。略称は CSA。

²⁶ injonction de soins：1970 年から導入された制度。拘禁刑代替措置の一つである法社会学的分野の専門職が作った民間団体（1901 年法によるアソシエーション）。略称は BVP。治療命令の対象者は SPIP（Service pénitentiaire d'insertion et de probation：社会復帰・保護観察所）の監視

いて言及し警告すること、11は被害者の自立再建支援策の強化、12は夫婦間暴力が子どもに及ぼす影響の調査、加害夫と子どもたちとの面会交流などへの対応策について述べている。

4. 法的対策

1) 1992年7月22日法²⁷

フランスにおいて夫婦間暴力に関する法的対策は1992年7月22日法(92-683号)による刑法の改正が最初となる。それ以前は夫婦間暴力に特化した法的規定はなかった。この改正で暴力の加害者が夫あるいは内縁の夫である場合、その行為は「個人に対する意図的な攻撃の加重情状²⁸」を構成するようになった。(刑法132-80条)

1992年7月22日法の改正により1994年3月1日の新刑法典施行後、すべての夫婦間暴力(夫あるいは内縁の夫による暴力)で軽罪²⁹を構成するものは軽罪裁判所送致となり、被害者が受けた暴力で8日間以下の労働不能状態³⁰でも3年の禁固と45000ユーロ(1ユーロ約167円として約750万円)の科料(刑法222-13条1項6号)、8日以上なら5年の禁固と75000ユーロ(約1250万円)の科料(刑法222-12条1項6号)となる。

下で自ら選んだセラピーのカウンセリングと医療関係者の治療を受けることが義務付けられる。

²⁷ この法律については神尾真知子「フランスにおけるドメスティック・バイオレンスの現状と法的対応」(注7参照) pp. 402-407及び上野芳久「女性に対する暴力とフランス新刑法典」(『女性空間』15号1998年所収) pp. 6-19に詳しい解説がある。

²⁸ *circonstance aggravante* : 刑を重くする事情のこと。加害者が配偶者等であった場合、通常の量刑より重くなる。

²⁹ *délit* : フランスでは刑法上の犯罪は傷害、窃盗、詐欺などの軽罪以外に、殺人、強姦などの重罪(*crime*)と暴行、交通違反などの違警罪(*contravention*)に分類される。重罪は10年以上の懲役又は禁固刑並びに併科せられる罰金刑および補充刑をもって罰するもの、軽罪は10年以下の拘禁、罰金、日数罰金、公益奉仕労働、権利の剥奪又は制限、補充刑をもって罰する罪、違警罪は罰金刑、権利はく奪刑又は権利制限刑をもって処せられ、補充刑を併科することができる。

³⁰ *incapacité totale de travail* : 労働不能と言っても必ずしも就業できないという意味ではなく、肉体的に活動不能の状態を指す。

2) 2006 年 4 月 4 日法³¹

フランスでは、2006 年 4 月 4 日、DV についての大きな法的改正があった。この改正法は全 18 条からなり、その条文は、民法、刑法、刑事訴訟法の改正等を内容としている。

夫婦間の義務を規定する民法 212 条は、ナポレオン民法典公布以来変更されてこなかったが、今回の改正で従来の「貞操、扶助、協力」に「尊重 (respect)」の概念が付け加えられた。

刑法に関しては、加重情状となる加害当事者の範囲が広げられ、「前夫、前内夫、パクス法上のパートナー」にも適用される。加重情状となる行為は 1992 年 7 月 22 日法において、前述の労働不能をもたらす暴力に加えて、拷問、残虐行為、過失致死、切断及び永久的身体障害をもたらす暴力も含まれるようになっていたが、今回の改正でその範囲は殺人、強姦、強姦以外の性的侵害へと拡大された。強姦については、1980 年 12 月 23 日法が初めて強姦を法的に定義し、1990 年に夫婦間の違法行為としての適用が破棄院の判例によって明示され、1992 年に夫婦間での強姦成立が確定した。さらに、同居中の夫婦間の性行為についても、状況によっては強姦の成立が認められている³²。

2004 年 5 月 26 日法 (2004 - 439 号) による離婚に関する法律の改正で、被害女性は人事訴訟裁判官に DV 加害夫を自宅からの締め出すための急速審理を求めることができるようになった。DV 事例では、民法 220 - 1 条により、裁判官が夫婦の別居の決定を下し、被害者が従来の住居を占有することを認め、必要であれば親権の行使の方法や婚姻費用³³についても決定を下す。夫の退去は暴力の事例でなければ退去の決定から 2 ヶ月後までに新しい住居を探して転

³¹ Loi n° 2006-399 du 4 avril 2006 renforçant la prévention et la répression des violences au sein du couple ou commises contre les mineurs (2006 年 4 月 4 日法「カップル間暴力と未成年者に対する暴力防止を強化するための法律」) この法律の内容は、神尾真知子「ドメスティック・バイオレンスの法的対応と課題—フランスとの比較から見えるもの」(古橋エツ子編『家族の変容と暴力の国際比較』明石書店 2007 年所収) pp. 22-27 に詳しく解説されている。

³² 上野芳久「女性に対する暴力とフランス新刑法典」p. 14 (注 27 参照)。

³³ 夫婦間で別居中に主たる稼ぎ手の配偶者からもう片方の配偶者とその同伴する子(ら)の生活費として支払われる金員。

居することとなっているが、DV加害夫については即時退去となる。冬場の退去猶予規定も適用されない。この加害者を退去させる措置は、今回の改正でパクス法のパートナーや前夫にまで拡大した。また、2005年12月12日付の再犯に対する処置に関する法律によれば、暴力加害夫または内夫の退去命令は、刑事裁判手続きのどんな段階でも簡単な手続きで可能となる。他方、加害夫または内夫に対しては、必要があれば社会心理的精神衛生的ケアが提供される。この退去は、刑事裁判の判決前の段階はもとより、起訴されない「刑事和議」³⁴においても勧告されることがある。「裁判所監督」³⁵の場合、取り調べの必要がない現行犯であれば、即時起訴され退去命令が下される。「即時出頭」³⁶も同様である。執行猶予がついても退去命令を下すことができる。これらの規定も今回の改正でパクス法上のパートナーや前夫にまで拡大された。

夫婦間の窃盗については刑法311-12条により尊属卑属あるいは配偶者に損失を与える窃盗は刑事訴追されないが、夫が別居中または裁判所による強制別居の場合は除くことになっていた。今回の改正では、同居中の夫婦間でも、日常生活に不可欠なものやパスポートなど身分を証明する書類あるいは支払いに関する書類については刑事訴追の対象となることになった。これは外国籍の妻が夫にパスポートや在留資格証明書や預金通帳などを取り上げられて逃げられない状況に陥ることを防止するためである。

³⁴ **composition pénale** : 1998年以降に導入された制度。通常5年以上の禁固刑に当たるような罪を犯した時で、加害者が成年（未成年の場合は法定代理人の承認が必要）であり、罪を認めている場合に適用される。検正が決定する代替刑。ボランティア活動、研修参加、罰金科料の義務を課す。

³⁵ **contrôle judiciaire** : 1970年7月以降導入された制度。予審対象者または軽罪被告人に対し、法律上定められた義務に従わせる自由制限処分。義務の内容は予審裁判官が決定し性犯罪者等に適用する。決められた地域からでないこと、住所変更の届け出をすること、警察や決められた団体に出向き生活指導、就職指導を受けること、特定の場所への接近禁止、運転免許停止、特定の職業に就いてはいけないなどである。

³⁶ **comparution immédiate** : 1983年6月10日法に基づき従来の直接係属手続きに代わる軽罪裁判所への事件係属の手続き。検察官の判断で十分に嫌疑があり7年以下の拘禁刑に当たる場合、即時に事件を係属させることができる。

5. DV 被害者支援：行政機関の組織網と民間団体の活動

フランスでは、すでに述べた政府の包括計画の方針に従って夫婦間暴力被害者に対する支援が行われているが、具体的な支援を行うのは主にアソシアシオン (association) と呼ばれる民間団体である。これらは 1901 年法³⁷ に規定された非営利活動を行う団体で、フランスにはこうした団体が数多くあり、その実態を把握するのはなかなか難しい。DV の分野でもいくつかの団体が行政からの援助を受けて活動している。

2003 年 10 月に行われた全国被害者支援会議 (Conseil National de l'aide aux Victimes : CNAV) で夫婦間暴力の分野で活動するアソシアシオンについての調査を行うためのワーキンググループが立ち上げられ、その調査報告書が 2005 年、2006 年の 2 回に渡って発表された。ここでは、2005 年 12 月 1 日の報告書³⁸ からフランスにおける被害者支援の枠組みについて概説する。この報告書には被害者への具体的支援の内容及び加害者更生支援についても述べられているが、紙幅の関係上割愛する。

報告書によれば、夫婦間暴力被害女性の問題はすでに 1970 年代後半にはフェミニストの活動家たちによって取り組みが開始されていた³⁹ が、政府による制度的な救済策が打ち出されるようになったのは 1989 年のことであった。その年、政府は夫婦間暴力に反対する全国キャンペーンを実施し、「女性への

³⁷ アソシアシオン契約に関する 1901 年 7 月 1 日法 (Loi du 1^{er} juillet 1901 relative au contrat d'association) に規定するアソシアシオンには 3 種類 (届け出していないもの、届け出しているもの、特に公益性が認められたもの) あり、届け出をしていないものを含めると 730 万から 800 万位存在すると言われている。特に公益性が認められ公益法人となったものは 2000 余あるがそのうち 1 割は活動休止状態であると言われている (コリン・コバヤシ編著『市民のアソシエーション—フランス NPO 法 100 年』 pp. 55, 60.)

³⁸ Service de l'accès au droit et à la justice et de la politique de la ville, "Les associations et la lutte contre les violences au sein du couple", 2005. (「民間団体とカップル間暴力に対する闘い」権利司法へのアクセスと都市政策局) 2005 年発表。

³⁹ 1975 年 SOS Femmes et Alternative 結成。1978 年初の「殴られ妻」のための受け入れ施設「フローラ・トリスタン」開設。初期の夫婦間暴力被害者支援については、中嶋公子「フランスにおける夫婦間暴力への取り組み」『女性空間』15 号 pp. 22-23 (注 1 参照) 及び神尾真知子「フランスにおけるドメスティック・バイオレンスの現状と法的対応」『現代法律学の課題』 pp. 394-396 (注 7 参照) に詳しい。

暴力と闘う県行動委員会」⁴⁰を設置した。1992年には夫婦間暴力についての常設電話相談を FNSF⁴¹ に委託し、2000年以降、警察署や憲兵隊で、裁判手続き中の被害者の諸権利（情報提供、受付、支援）についての資料を提供するようになった。2003年には職業的平等パリティ担当大臣がすべての形態の女性に対する暴力と闘うための提案を閣議に提出した。

1990年代には国際機関において、女性に対する暴力の問題に対しての具体的対策をとることが求められ、その方向に沿って行政当局は民間団体を活用して、被害者支援と加害者対策を行ってきた。

2008年現在、フランスにおいて女性への暴力の問題を管轄するのは、「労働社会関係連帯省」所轄の「女性の権利平等局」(SDFE)を始め、法務省 (Ministère de la Justice)、厚生青少年スポーツ省 (Ministère de la Santé, de la Jeunesse et des Sports)、住宅都市問題省 (Ministère du Logement et de la Ville)、文化通信省 (Ministère de la Culture et de la Communication)、国民教育省 (Ministère de l'Éducation nationale)、国防省 (Ministère de la Défense)、内務海外県海外領土地方自治体省 (Ministère de l'Intérieur, de l'Outre-mer et des Collectivités territoriales) などであり、多くの省庁が省庁間の枠組みを超えて協力関係を作っている。

DV被害者支援のための行政機関としては、前述の「女性への暴力と闘う県行動委員会」とそれらを統括する目的で2001年に設置された「女性への暴力と闘う全国委員会」⁴²がある。

「女性への暴力と闘う全国委員会」は2001年12月21日のデクレ（行政命令）によって女性の権利担当大臣の下に設置され、女性への暴力と闘う県行動委員会が各県で作ってきた関係者間の協力関係を全国レベルで実現した。各関係省庁の代表11名、民間団体の代表5名と有資格者の代表7名（うち4名は選挙）から成り、行政機関による女性への暴力と闘うための施策について中心的役割を果たす。2008年5月現在、議長は連帯担当閣外大臣ヴァレリー・

⁴⁰ Les Commissions départementales d'action contre les violences faites aux femmes

⁴¹ La Fédération Nationale Solidarité Femmes 詳しくは後述 pp. 17-18.

⁴² La Commission nationale d'action contre les violences envers les femmes

レタールである。その任務は暴力被害女性、売買春や人身売買の被害女性への支援とフォローアップ、専門職の研修養成について関係団体と国の行政サービス機関との協調体制を作ること、及び女性への暴力と闘う県行動委員会の組織網を活性化させることである。さらに法規面からの勧告や提案を行い、暴力被害女性に関してデータを収集し、分析調査を行う。

「女性への暴力と闘う県行動委員会」は 1999 年 3 月 8 日付省庁間通達によってその役割が強化され、次いで 2000 年 5 月 9 日の通達でフランス全土にその組織網の設置拡大を目指す。行政組織による夫婦間暴力の問題対策の最前線の機関である。この委員会は県における国の代表、地方自治体、社会福祉機関、専門の民間団体、有識者（弁護士、医療従事者など）の代表を召集し必要に応じてメンバーを拡大できる。下部委員会を開催し、国、地方自治体、被害者支援の民間団体、社会福祉機関、専門職養成機関、医療機関によって行われる様々な施策の実施を可能にする。この委員会は県知事の下に設置されており、女性の権利平等局の地域圏代表や県代表がその活動を推進している。県委員会の任務は特に官民の関係者間の情報交換、受付・相談・宿泊（一時保護）のための施設の開発、一般への広報啓発、被害者支援とフォローの組織化、専門職の養成、よりよい統計データの収集、ニーズの見積りなどである。

フランスで行政機関が女性支援のために活用する民間団体とそのネットワークは大きく分けてふたつに分類できる。一つは暴力被害女性受け入れとフォローアップに専門特化した民間団体とそのネットワーク、もう一つは被害者全般のために活動する民間団体とそのネットワークである。前者には「全国女性の権利家族情報センター」(CNDIFF⁴³)とCIDFのネットワーク、「全国女性連帯連盟」(FNSF)、後者には「全国被害者支援斡旋機関」(INAVEM⁴⁴)、「市民と司法の会」(Citoyens et Justice)があげられる。法務省のインターネットサイト⁴⁵に掲載されている被害者支援の民間団体に関する情報によれば、2008年5月現在、フランス国内（海外県、海外領土は含まない）には法務省

⁴³ Le Centre national d'information sur les droits des femmes et des familles

⁴⁴ L'institut National d'Aide aux Victimes et de Médiation

⁴⁵ <http://www.annuaires.justice.gouv.fr/index.php?rubrique=10089>

と協定を結んでいる被害者支援の民間団体が 175 あって、そのうち 145 団体が INAVEM のメンバーである。

1) CNIDFF と CIDF のネットワーク

CIDF のネットワークは 2006 年には全国 115 ヶ所あり、それらをパリにある CNDIFF が統括している。2007 年にはネットワークにおける近隣の情報拠点は 1169 ヶ所に増設された。

女性への暴力に関しては、被害女性たちの立場に立って、法的行政的対策の進展を促し、具体的支援の提供に留まらず、専門職研修、支援に関する方法論の構築を任務とする。行政機関との連携では、県行動委員会の積極的メンバーとして会議に参加する。また、政府が推進する夫婦間暴力防止全国キャンペーンや欧州連合のキャンペーン「暴力、黙認ゼロ運動」(Violence, tolérance zéro) などフランス内外でのキャンペーンに参加している。

被害者支援オフィス (bureau d'aide aux victimes) を併設している CIDF は 21 か所 (18.8%) であり、そのうち 7 か所が INAVEM のメンバーである。

2) 「全国女性連帯連盟」(FNSF)

1987 年に設立された FNSF は、女性へのすべての暴力 (特に夫婦間暴力や家族間暴力) との闘いに関わるフェミニスト団体の共闘組織であり、メンバーは会員憲章に調印している。地域レベルでネットワークを組む約 60 の団体からなり、受付、相談、司法手続きの援助、緊急時あるいは長期の宿泊施設、若者の保護、女性の権利と平等の擁護のための活動をしている。具体的活動としては、夫婦間暴力被害女性とその子どもたちの優先的受け入れ、自立再建のための支援とフォローアップである。17 団体が受付相談窓口のみ、43 団体が宿泊施設を併設している。複合施設を持つ団体も全国 7 か所にある。

1992 年 6 月から政府の委託を受けて、常設の全国電話相談窓口を開設し、学際的で多言語対応可能なスタッフが相談を担当している。常設電話相談は 2007 年 3 月 14 日以降、全国共通電話番号 3919 に統一された。

FNSF では被害者の側に立つ付帯私訴⁴⁶の申し立て(被害が重大なケースでは FNSF が女性被害者やその家族を直接サポートする団体の求めに応じて付帯私訴当事者⁴⁷となり裁判に参加する)を行うこともある。

3) INAVEM

INAVEM は被害者支援活動を行う民間団体である。2004 年には連盟となり、144 団体が結束し、1500 人の有給、無給のスタッフを抱え、650 か所の受付窓口を持つ。2003 年には 23 万人の被害者援助、2 万件の刑事斡旋(注 18 参照)を行い、62 のネットワーク団体の代表が仲介者となって 600 件の特別管理任務(mission d'administration ad hoc)⁴⁸を行った。

INAVEM では対象を限定せず無料サービスを提供する。その活動理念は被害者の自立と自己決定の尊重である。倫理綱領と被害者援助サービス憲章を有し、その活動を規定している。DV の問題に関しては、ほとんどすべての団体に関わっており、被害者支援専門団体と継続的な関係を保ち、県行動員会その他の行政組織の会議にも参加している。

2005 年 4 月 21 日以降、全国犯罪被害者相談電話「08victimes」⁴⁹が、犯罪被害者相談援助のために養成された専門職相談員によって行われており、被害者を近隣の民間団体や機関につなぐ役割を果たしている。

⁴⁶ 付帯私訴 (action civile) : 犯罪によって生じた損害の賠償を求める訴えのことである。日本では刑事事件として訴訟が開始されても、損害賠償を求めたい場合は民事裁判を別途提訴する必要があるが、フランスではこの制度により刑事事件として検察官によって訴訟が提起されている場合、その中で損害賠償を求めることができる。

⁴⁷ 付帯私訴当事者 (partie civile) : 犯罪被害者としての資格において加害者に損害賠償を求める訴権が、公訴 (action publique) と同時に同一の裁判所で行使される場合の当事者を意味する。1990 年以降、被害女性が求めれば、民間団体の代表が付帯私訴当事者になることができるようになった(刑事訴訟法 2 条 2 項)。

⁴⁸ Administrateur ad hoc : 後見判事によって選任される特別管理人、日本でいう特別代理人にあたる。被害者が未成年者の場合に選任され、その被害者に代わって法律行為を行う。

⁴⁹ 0884284637 : この番号の 84284637 は電話機の 0 から 9 までの数字に割り当てられたアルファベットの V・I・C・T・I・M・E・S に対応している。

4) Citoyens et Justice

Citoyens et Justice は社会司法上の民間団体の連合体である。110 団体が加盟しており、1982 年に設立され、当初は CLCJ (Comité de Liaison des associations de Contrôle Judiciaire : 裁判所監督団体連合委員会) と名乗っていた。軽罪防止と再犯防止を目的とし、民間団体による司法的対応の開発と全国レベルで行われる司法分野での社会教育的ミッションの実践を支援する。この団体が関わる法的支援としては刑事斡旋 (注 18 参照)、民事斡旋⁵⁰ (médiation civile)、条件付き不起訴処分⁵¹ (classement sous condition)、刑事和議 (注 34 参照) などがある。

DV については、社会教育的裁判所監督⁵² の際に判事の決定を確保する目的で特別迅速社会的調査⁵³ を行う団体もある。

おわりに

フランスではすでに 1970 年代から女性解放運動の活動家たちによって、DV への闘いが開始されており、国の支援を受けた FNSF や CIDF などの女性支援団体や INAVEM や Citoyens et Justice などの全国的な民間団体の強固なネットワークによって DV 被害者支援は支えられている。民間団体の多くは中央や地方の行政機関と協定を結び、資金援助を得て安定的な財政基盤のもとに運営され、倫理憲章などによってその運営の内容は自主管理されている。それぞれの民間団体が独自の支援プログラムを提供し、女性たちの自立をサポートしている。もともと 1901 年法に基づく民間団体の活動によって社会的文化的なネッ

⁵⁰ 民事斡旋：刑事斡旋と違い契約である。被害者に不利な場合、いつでも中止することができる。斡旋者の多くはソーシャルワーカー、心理学者、現職ではない法律家。警察官や司法関係者は斡旋者になれない。斡旋終了時に *contrat mutuel* (相互契約書) を作成する。

⁵¹ 条件付き不起訴処分：軽い犯罪の場合、条件付きで処分を行わない決定をする。条件となる内容は、ボランティア活動、研修参加、損害賠償など様々あり、加害者が自分で選択することができる。

⁵² 社会教育的裁判所監督：注 35 参照。裁判所監督の中の生活指導、就職指導を受けること。

⁵³ 迅速社会的調査：警察に留置中に加害者の社会的状況を調査するために行われる。*Comparution immédiate* (即時出頭：注 36 参照) の際に用いられる。20 分くらいの面談。禁固 5 年に相当する罪の場合は行うことが義務付けられている。

トワークを構築しやすい土壌があったことが、DV 被害者支援ネットワーク形成の一助となったと考えられる。

フランスの刑法の改正による DV 加害者への制裁強化は、DV が犯罪であるとの認識を社会に定着させる効果があったと考えられる。しかし、フランスでも法的な制裁が必ずしも機能しているとは言えないようだ。夫、パートナーからの暴力に対して加重情状が適用されるどころか刑が緩和される傾向にあるとの報告もある⁵⁴。依然として告訴をためらう女性たちは多く、夫、パートナーの退去命令も必ずしも活用されているとは言えない現状⁵⁵があるようだ。

DV 被害者対策は、どの国でも多くの場合、被害者保護から自立支援へ、被害者としての子どもの支援へ、加害者の処罰と更生支援へと発展し、暴力の防止と社会の意識変革へと向かう。DV 問題の解決のために、フランスの被害者支援の法的な整備と行政対応の方法から、我が国が学べることは、加害者処罰の方向性と民間活用の方法であると考えられる。加害者処罰の法制化では、フランスの例に学び、社会的制裁が十分機能するように、運用面での問題を解決しなければならない。民間活用では、資金援助によって民間団体の育成を図りつつ、支援の質的向上ための方策を講じる必要がある。

フランスにおける DV 被害者支援の公的法的対策については、今回の調査で把握できたが、実際の支援現場で、それらがどのように活用され、機能しているかについては把握しにくい。被害者支援では、危険性に配慮して支援の情報を出さないという傾向もあり、調べるのに労力を要するが、今後、直接現地での調査を試みたいと考えている。

⁵⁴ Petra Cadot, *Le traitement juridique des violences conjugales: la sanction déjouée*, L'Harmattan, 2006, pp. 293-294.

⁵⁵ Bernard de Korsak, Anne-Marie Léger, "Rapport sur l'hébergement et le relogement des femmes victimes de violence", La documentation Française, 2006.